

● 寄附金による税控除の計算方法

① 住民税

次のAとBの合計額が税額から控除されます。

A 基本控除 (地方公共団体への年間寄附額-2,000円) × 10%

B 特例控除 (地方公共団体への年間寄附額-2,000円) × [90%-所得税率(0~45%) × 1.021]

なお、Bの特例控除額は、住民税所得割額の20%が限度となります。

※寄附金控除の対象となる寄附金額は、総所得金額等の30%が上限です。

(確定申告により、寄附をした翌年度の住民税が軽減されます。)

② 所得税

所得から控除される額=地方公共団体への年間寄附額-2,000円

よって、この額に税率を掛けた額が所得税の軽減額になります。

※寄附金控除の対象となる寄附金額は、総所得金額等の40%が上限です。

(確定申告により、寄附をした年の所得税が軽減されます。)

※ 計算例

給与収入 500万円 (配偶者を扶養している場合)
所得税率 10%
住民税所得割額 227,500円 (年額)

の方が、弥富市に30,000円を寄附した場合

A 基本控除 (10%) 2,800円	B 特例控除 (79.79%) 22,341円	②所得税軽減額 (10% × 1.021) 2,859円
① 住民税軽減額 25,141円 (うち市民税 15,085円 県民税 10,056円)		

注) Bの特例控除は、住民税所得割額の20%が限度です。上記の場合 45,500円



確定申告により、合計 28,000円の税が軽減され、寄附者の実質的な負担額は、2,000円になります。